

開示告示に関するQ&A

(平成30年3月23日公表、平成31年2月18日修正、令和4年4月28日修正)

以下に記されている条文番号は、特に記載のない限り、「銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」(以下、「開示告示」という。)の条文番号となっています。

【銀行勘定の金利リスク】

<行動オプション性の考慮>

【関連条項】第2条第5項、第3条第4項、第4条第4項、第5条第4項、第7条第4項、第8条第4項、第10条第6項、第11条、第12条6項、第13条、第15条6項、第16条

第2条-Q1 ΔEVEの計算において行動オプション性を考慮する場合は、どのような点に留意すべきでしょうか。(平成31年2月18日修正、令和4年4月28日修正)

(A)

銀行勘定の金利リスクにおける行動オプション性とは、例えば、固定金利貸出の期限前返済、定期預金の早期解約、流動性預金の滞留、など、金利変動に対する顧客の必ずしも経済合理性のみに基づかない行動変化がキャッシュフローに与える影響のことを指します。銀行勘定の金利リスクの計算にあたっては、重要性に応じて、これらの行動オプション性を内部モデルの使用又は保守的な前提の反映により適切に考慮することが求められます。

内部モデルを使用する場合は、監督指針(主要行等向けの総合的な監督指針の場合はⅢ-2-3-3-3(注1))の定めに加え、金利変動が観測される5年以上のデータを用いて、現に保有する商品性に応じて区分されたポートフォリオ毎に、金利ショックシナリオに応じた期限前返済率や早期解約率を適切に推計することが考えられます。なお、推計に使用するデータに金利上昇時/金利低下時の状況が観測できない場合には、保守的に推計することとします。

保守的な前提として、それぞれ以下のようなものが考えられます。

・固定金利貸出(住宅ローン)の期限前返済

バーゼル銀行監督委員会による最終文書「Interest rate risk in the banking book」(平成28年4月21日公表)のパラグラフ120~124の方法により、金利ショックシナリオに応じた期限前返済率を計算するもの。この場合において、パラグラフ121の $CPR_{0,c}^p$ (ベースラインの固定金利貸出残高(住宅ローン)の年間期限前返済率)については、以

下の①～③の場合に応じた値を利用することとします。

- ① 十分な質と量のデータを使用して実績値の計算ができる場合（少なくとも3年分のデータが集積されており、かつ、商品性に応じて区分されたポートフォリオ毎に、正確な実績値を計算していることを、合理的に説明できる場合）
金融機関が保有する期限前返済の実績データから計算される値
- ② データの質が十分でなく、計算された実績値の正確性に懸念がある場合
金融機関が保有する期限前返済の実績データから計算される値。ただし、4%をキャップとする。
- ③ 十分なデータが集積されておらず、実績値を計算することが困難な場合、または、行動オプション性が金利リスク量に与える重要性が僅少だと判断する場合
当局設定値である3%を利用する。

なお、キャップ及び当局設定値の水準については、金利環境の状況等を勘案して、必要に応じて見直すこととします。

・ 定期預金の早期解約

バーゼル銀行監督委員会による最終文書「Interest rate risk in the banking book」（平成28年4月21日公表）のパラグラフ125～129の方法により、金利ショックシナリオに応じた早期解約率を計算するもの。この場合において、パラグラフ127の $TDRR_{o,c}^p$ （ベースラインの定期預金残高の早期解約率）については、以下の①～③の場合に応じた値を利用することとします。

- ① 十分な質と量のデータを使用して実績値の計算ができる場合（少なくとも3年分のデータが集積されており、かつ、商品性に応じて区分されたポートフォリオ毎に、正確な実績値を計算していることを、合理的に説明できる場合）
金融機関が保有する早期解約の実績データから計算される値。
- ② データの質が十分でなく、計算された実績値の正確性に懸念がある場合
金融機関が保有する早期解約の実績データから計算される値。ただし、13%をフロアとする。
- ③ 十分なデータが集積されておらず、実績値を計算することが困難な場合、または、行動オプション性が金利リスク量に与える重要性が僅少だと判断する場合
当局設定値である34%を利用する。

なお、フロア及び当局設定値の水準については、金利環境の状況等を勘案して、必要に応じて見直すこととします。

・ 流動性預金の滞留

コア預金を以下の①～③のうちの最小の額を上限とし、最長満期は5年以内（平均満期2.5年以内）で金融機関が独自に定めるもの。

- ① 過去5年の最低残高
- ② 過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高
- ③ 現残高の50%相当額

<複数通貨のΔEVEの合算方法>

【関連条項】第2条第5項、第3条第4項、第4条第4項、第5条第4項、第7条第4項、第8条第4項、第10条第6項、第11条、第12条第6項、第13条、第15条第6項、第16条

第2条-Q2 通貨ごとに計算したΔEVEを合算する場合は、どのような点に留意すべきでしょうか。(平成31年2月18日修正、令和4年4月28日修正)

(A)

通貨ごとに計算したΔEVEの合算にあたっては、通貨間の金利の相関を考慮する内部モデルを使用することが認められます。ただし、内部モデルを使用する場合には、検証等の管理態勢の構築を適切に行うことが求められます。

また、内部モデルを使用しない場合には、通貨間の金利の相関を考慮しない、次のような保守的な合算方法が適当と考えられます。

$$\Delta EVE_i = \sum_c \max(\Delta EVE_{i,c} ; 0)$$

ΔEVE_i : 金利ショック i (i は開示告示に定められている各金利ショック) における ΔEVE

$\Delta EVE_{i,c}$: 金利ショック i における通貨 c の ΔEVE